



平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会に3万人参加！！

五月晴れの5月3日、横浜みなとみらい臨港パークで開催された「5・3憲法集会」に参加した。これまで、5・3憲法集会は別々に開いてきたのを、今年は「戦争立法」の動きの中、共同で新たな憲法集会実行委員会を結成し開催された。子供連れの人も多く、3万人が参加。

プレコンサートは、大島花子さん（故・坂本九さんの娘）の歌を始め、和太鼓・カンカラ三線奏者がいのち、平和の歌を届けた。

メインステージでは、木内みどりさんの司会で、呼びかけ人6氏が発言。作家の大江健三郎さんは、安倍首相が米国議会で、米国の戦争の力強い仲間になること表明したことにふれ「日本人は承認・賛同をしていない。それをはっきり言う必要がある」と語った。憲法学者の樋口陽一さんは「国会で立憲主義の言葉を知らない人たちが、憲法に手をつけようとしている。戦後、憲法を支えてきた国民が力を合わせよう」と呼びかけた。11団体のリレートークでは、代田・九条の会「憲法記念日によせて」の講師、若手弁護士の会の白神優理子さんが「憲法を守ることは、こどもたちの希望」と発言。連帯挨拶にたった日本共産党の志位委員長は「日本を海外で戦争する国に作り替える『戦争立法』の3つの大問題を指摘。「戦争立法」反対の一点で力を合わせて安倍政権の企みを打ち破ろう」と訴えた。民主党、社民党、生活の党と山本太郎となかまたちの挨拶があった。

現憲法は、5千万を超える人命を奪った第2次世界大戦の反省の上に、「国権の発動たる戦争を永久に放棄する」と高らかに宣言したものであり、国民の多数は改憲を求めてはいません。しかし、国会で与党をはじめ改憲勢力が圧倒的多数を占めている現状では、安倍政権の暴走を止めることは容易ではありません。今、憲法は、戦後最大の危機にあります。いつでも、どこでも、アメリカの戦争に参加する「戦争立法」阻止のため、すべての人々が手をつなぎ、総力をあげて闘いましょう。

いつでも、どこでも、アメリカの戦争に参加する「戦争立法」阻止のため、すべての人々が手をつなぎ、総力をあげて闘いましょう。

いつでも、どこでも、アメリカの戦争に参加する「戦争立法」阻止のため、すべての人々が手をつなぎ、総力をあげて闘いましょう。

いつでも、どこでも、アメリカの戦争に参加する「戦争立法」阻止のため、すべての人々が手をつなぎ、総力をあげて闘いましょう。



緊迫する「戦争立法」の企み

安倍政権は、自民党と公明党の与党協議が合意したことを受けて、14日にも「平和安全法制」（＝戦争立法）の整備のための法案を閣議決定し、国会に提出する構えです。数の力を背景に国会の会期を延長してでも成立を図るだろうとみられます。

これらの法案は、いずれも「平和」とか「安全」という言葉が付けられています。しかしその実態は、安倍首相がよく使う「積極的平和主義」が、衣の下の鎧、あるいは武力を背景とした維持を意味しているように、まさに戦争ができる体制づくりのための法案に他なりません。

昨年7月1日の「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に始まった動きは、4月27日の日米新「ガイドライン」と29日の米国議会での安倍演説「この夏までに安保法制の充実を実現します」との国会無視の発言に至っています。

アメリカ軍と自衛隊の「切れ目のない」対応（→海外でも戦争できる体制づくり）が、仕上げの段階に差し掛かってきました。地球上のどこでも、アメリカなどがかかわる戦争が始まれば、「集団的自衛権」の名のもとに日本が戦争をすることになりかねません。時の政権がそれを判断していくことになってしまいます。「戦後」は70年で終わり、新しい「戦前」がやってくるかのようです。

こんなことは決して許すわけにはいきません。これまで守ってきた憲法、とりわけ九条の力を更にしつかりと実現させ、世界の中で平和を維持していくために、また、子供や孫たちを戦場に送らないために、なお一層運動の力を強めていきましょう。

（代田2丁目・伊東 宏）

高浜と川内原発での再稼働差し止め仮処分裁判の判決について

— 憲法の視点から

福井地裁は、4月14日に関西電力高浜原発3、4号機の再稼働を差し止める仮処分申し立ての訴えに対して、「原子炉を運転してはならない」との画期的な決定を下しました。

この裁判では、原発の再稼働によって、住民の人格権が侵害される具体的危険性があるか否かが問われました。人格権は、生命、身体、精神など、個人が生活を営む上で保護されるべき権利で、憲法13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）、25条（生存権・国の社会的使命）がこれを保障しています。この人格権への具体的侵害のおそれがある時には、人格権に基づいて侵害行為の差止めを請求する権利を私たちは持っています。

高浜原発3、4号機は、今年2月に原子力規制委員会が、新規制基準に適合する（再稼働を認める）と判定していました。しかし、地裁はこの審査が地震に対する備え、原子炉の冷却機能、使用済み核燃料の保存施設の堅牢性などの諸点から不合理だとしました。

理由を一つだけ挙げておきます。基準地震動（原発の耐震設計で想定する最大の揺れを表す）を700ガルに算定したことを問題視しています。実際この10年の間にも、基準地震動を超える地震動はたびたび観測されています。2007年には新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原発で基準地震動の2.5倍超の2060ガルの地震動が観測されています。くわえて、当初（1985年）の原発施設は、基準地震動を370ガルとして作られました。その後、安全に余裕があるという理由で施設の補強工事もないままに、700ガルにまで引き上げたという経緯も問題だとしました。地裁は「原発の設備が基準に適合すれば、深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えるべきであるのに、新規制基準は緩やかに過ぎ、これに適合しても原発の安全性は確保されない。新規制基準は合理性を欠いている」と断じ、そのうえで、「住民等が人格権を侵害される具体的な危険性が認められる。よって、原子炉を運転してはならない」との決定を導きました。

福島第一原発の事故の教訓を生かした、胸のすく判決でした。福島原発事故の教訓に学び、過酷事故を再び起こしてはならないという強い意志をその判決に見ることができました。

一方、この判決から一週間後の4月22日、鹿児島地裁は、九州電力川内原発1、2号機（昨年8月に新基準に適合と認められた）の再稼働差し止め仮処分申請を却下する判断を下しました。

地裁は「新規制基準は専門家が相当期間の審議を経て策定したのだから不合理はない」とし、規制委員会の判断を追認しました。原発周辺にあるカルデラが、破局的な噴火を起すと多くの火山学者が懸念しています。貞観地震以降たびたび東北を襲った巨大地震と津波について対策を施すこともなく、過酷事故を起こした福島第一原発のことを忘れてしまったのでしょうか。この決定を不服として、周辺住民は5月6日、福岡高裁宮崎支部に即時抗告しました。「地裁の決定は論理的に破綻している部分が多い。我々の意見について判断していない部分もあった。到底受け入れられない。高裁の裁判官には正面から向き合ってもらい、最後までたたかう」と力強く述べました。

「原発を再稼働させない」、この運動は「憲法を活かす」ことそのものです。我々も各地の住民が起こしている「原発の再稼働差し止め要求裁判」を支援していこうではありませんか。（代田2丁目・坂本 功）

集会等の紹介

6月4日（木） 午後6時半～ 九条の会東京連絡会

「戦争する国」、ゴメンです。

参加費：1500円

小林節さん、池田香代子さん、宝田明さんなど

参加申込期間：5月25日まで、郵便振替口座にて受付

郵便振替口座：記号番号 00180-6-762960 加入者名 九条の会東京連絡会

会場 東京・なかのゼロ大ホール(中野区中野2-9-7)（「中野駅」下車 徒歩約5分）



6月6日（土） 午後2時半～ いま憲法を活かすことの意味を問う 2015 憲法フォーラム

「憲法の平和主義を突き詰めて考える」(仮)

参加費：1000円

水島朝穂・早稲田大学教授

主催：法学館憲法研究所 後援：伊藤塾 TEL. 03-5489-2153 FAX. 03-3780-0130

会場 伊藤塾 東京校(渋谷) 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5

*7月3日（金） 18:30～21:00 と 7月18日（土） 14:15～16:45 にも計画されています

<< 戦争立法阻止 5・6月行動計画 >>

5月21日～ 毎週木曜 18:30～ 国会前抗議行動

6月13日（土）「STOP 安倍政権！ 6・13大集会」 於：東京臨海広域防災公園（江東区有明3丁目）

りんかい線 国際展示場駅より徒歩4分
ゆりかもめ 有明駅より徒歩2分

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～